

社会福祉法人すくすくどろんこの会 本部運営費及び拠点運営支援費規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人すくすくどろんこの会（以下「法人」という。）における本部運営費及び拠点運営支援費の範囲、負担方法及び会計処理を定め、法人運営の透明性の向上並びに会計処理の適正化を図ることを目的とする。

2 本規程は、社会福祉法人会計基準並びに「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日付 府子本第254号・雇児発0903第6号。以後の改正を含む。）その他関係法令等に基づき運用するものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本部運営費 法人の経営、統括、ガバナンス及び法人運営の維持に要する費用をいう。
- (2) 拠点運営支援費 本来各施設又は事業所において負担すべき事務管理業務を、法人本部に集約して実施するために要する費用をいう。
- (3) 経営管理局 法人経営、財務戦略、ガバナンス、進捗管理、評価、規程管理その他法人全体の管理及び統制に関する業務を行う組織をいう。
- (4) 本部事務局 施設運営支援、人事労務、会計、栄養管理、保健管理その他施設運営を支援する業務を行う組織をいう。
- (5) 経営管理局関係費 経営管理局において行う法人経営、法人運営、ガバナンス、進捗管理、評価及び統制に係る費用をいう。
- (6) 本部事務局関係費 本部事務局において行う各施設又は事業所の運営支援に係る費用をいう。

第2章 本部運営費

(本部運営費の範囲)

第3条 本部運営費は、次に掲げる費用とする。

- (1) 理事、監事及び評議員に係る報酬その他の費用
- (2) 理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の運営費用
- (3) 法人登記その他法人運営に係る費用
- (4) 理事長（管理局長）、相談役及び経営管理局職員に係る給与、賞与、法定福利費その他職務遂行に係る人件費
- (5) 経営戦略会議の運営に係る費用
- (6) 法人運営に係る規程、要綱、基準その他法人文書の管理に係る費用
- (7) 許認可、届出、法人運営に係る行政対応及びガバナンスに係る費用
- (8) 顧問弁護士に係る費用
- (9) 顧問会計士、顧問税理士及び顧問社会保険労務士に係る費用のうち、法人経営、法人運営、内部統制、ガバナンス及び制度設計に関する助言を目的とする費用
- (10) その他理事長が法人運営上必要と認める費用

(関係法令等との関係)

第4条 本規程の適用に当たっては、社会福祉法人会計基準、関係通知、行政指導その他関係法令等に反しない範囲で運用するものとする。

第3章 拠点運営支援費

(拠点運営支援費の範囲)

第5条 拠点運営支援費は、次に掲げる費用とする。

- (1) 事務局長に係る給与、賞与、法定福利費その他人件費
- (2) 総務管理部職員に係る給与、賞与、法定福利費その他人件費
- (3) 会計管理部職員に係る給与、賞与、法定福利費その他人件費
- (4) 栄養管理部職員に係る給与、賞与、法定福利費その他人件費
- (5) 保健管理部職員に係る給与、賞与、法定福利費その他人件費
- (6) 会計システム利用料
- (7) 給与システム利用料
- (8) 勤怠管理システム利用料
- (9) サーバー及びクラウドサービス利用料
- (10) 電話設備費及び通信費
- (11) コピー機及び印刷関連費用
- (12) 施設運営支援に係る業務委託費
- (13) その他、本来施設又は事業所において負担すべき事務管理費であつて、本部事務局に集約して実施するために必要な費用

(負担原則)

第6条 拠点運営支援費は、本来各施設又は事業所において負担すべき費用であることから、各施設又は事業所が負担するものとする。

第4章 負担方法

(負担基準)

第7条 拠点運営支援費は、各施設又は事業所が本来負担すべき事務管理費を本部事務局に集約して実施するものであることを踏まえ、各施設の認可定員又は利用定員を基準として算定するものとする。

2 前項の負担割合は、次の算式による。

各施設の認可定員又は利用定員 ÷ 法人全体の認可定員又は利用定員の合計

3 定員により算定することが適当でない事業については、行政との委託契約書、運営委託契約書、見積書その他これに準ずる資料において積算された事務費相当額を基準として算定することができる。

4 前各項によることが適当でない場合は、理事会の承認を得て別に定める合理的な基準によることができる。

5 負担基準の算定に用いた定員数、事務費相当額その他の根拠資料は、関係法令及び法人の文書管理に関する定めに基づき作成し、保存するものとする。

第5章 会計処理

(予算)

第8条 本部運営費は、毎年度の予算編成において法人本部の予算へ計上し、拠点運営支援費は、その性質に応じた適切な勘定科目により各施設又は事業所の予算へ計上するものとする。

2 前項の予算は、理事会の承認を受けるものとする。

(期中処理)

第9条 拠点運営支援費については、経理事務の効率化及び職員負担の軽減を目的として、本部拠点区分において一括して支出及び収入の処理を行うことができる。

2 前項の処理は、第8条に基づき理事会の承認を受けた予算書に基づいて行うものとする。

3 前項の会計処理は、本部拠点経費支出、本部拠点経費収入その他これに準ずる勘定科目により処理することができる。

(決算時の整理)

第10条 会計年度終了後、本部拠点区分において一括処理した拠点運営支援費について内容を精査し、各施設又は事業所へ配賦すべき費用を整理するものとする。

2 拠点運営支援費については、第7条の規定に基づき各施設又は事業所へ配賦するものとする。

3 本来施設又は事業所に帰属する費用については、その性質に応じた適切な勘定科目に整理するものとする。

4 決算整理及び費用配賦に当たっては、その区分及び配賦の根拠を明らかにする資料を作成し、保存するものとする。

5 本条に規定する決算整理及び費用配賦は、法人の経理規程に定める会計責任体制のもとで行うものとする。

(費用の帰属)

第11条 本部において支出した費用であっても、その性質上、本来施設又は事業所において負担すべき費用と認められるものについては、当該施設又は事業所の費用として整理するものとする。

2 本来施設又は事業所で支出すべき費用を、業務効率化その他合理的な理由により本部拠点区分から支出した場合は、当該費用の性質に応じた適切な勘定科目により処理するものとする。

3 役員等が本部事務局その他の組織において実務を行う場合は、役員としての職務に係る報酬と実務に係る給与等を区分し計上するものとする。

4 複数の職務又は組織を兼務する職員の給与等については、原則として主たる職務の属する組織の費用として計上するものとする。ただし、職務実態に応じて合理的な基準により按分して計上することができる。

第6章 施設種別ごとの取扱い

(保育所)

第12条 保育所に係る本部運営費及び拠点運営支援費については、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日付 府子本第254号・雇児発0903第6号。以後の改正を含む。）その他関係法令等に基づき適正に取り扱うものとする。

(認定こども園等)

第13条 認定こども園、小規模保育事業その他施設型給付費又は地域型保育給付費を財源とする施設及び事業については、子ども・子育て支援法その他関係法令に反しない範囲において、本規程に基づき本部運営費及び拠点運営支援費を負担するものとする。

第7章 雑則

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

(改正及び廃止)

第15条 この規程を改正し、又は廃止するときは、社会福祉法人すくすくどろんこの会理事会の議決を経るものとする。

附則

この規程は、令和8年8月2日から施行し、令和8年度の会計処理から適用する。ただし、令和8年4月1日以後に行った会計処理については、本規程に基づく整理を行うことができる。

別表第1 本部運営費及び拠点運営支援費区分表

1 本部運営費

区分	内容
役員等関係費	理事、監事及び評議員に係る報酬その他の費用
会議運営費	理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会及び経営戦略会議の運営費用
法人運営費	法人登記、許認可、届出その他法人運営に係る費用
経営管理人件費	理事長（管理局長）、相談役、秘書課、財務課その他経営管理局職員に係る給与、賞与、法定福利費その他職務遂行に係る人件費
法人文書管理費	法人運営に係る規程、要綱、基準その他法人文書の整備及び管理に係る費用
専門家費用	顧問弁護士に係る費用
経営助言費用	顧問会計士、顧問税理士及び顧問社会保険労務士に係る費用のうち、法人経営、法人運営、内部統制、ガバナンス及び制度設計に関する助言を目的とする費用
その他	その他理事長が法人運営上必要と認める費用

2 拠点運営支援費

区分	内容
本部事務局管理費	事務局長に係る給与、賞与、法定福利費その他人件費
総務管理支援費	総務管理部（人事労務課、施設サポート課及び修繕課を含む。）職員に係る給与、賞与、法定福利費その他人件費
会計管理支援費	会計管理部（経理課を含む。）職員に係る給与、賞与、法定福利費その他人件費
栄養管理支援費	栄養管理部職員に係る給与、賞与、法定福利費その他人件費
保健管理支援費	保健管理部職員に係る給与、賞与、法定福利費その他人件費
会計システム費	会計システム利用料
給与システム費	給与システム利用料
勤怠管理システム費	勤怠管理システム利用料
ICT 基盤費	サーバー及びクラウドサービス利用料
通信関連費	電話設備費及び通信費
印刷関連費	コピー機及び印刷関連費用
業務委託費	施設運営支援に係る業務委託費
その他	その他、本来施設又は事業所において負担すべき事務管理費であって、本部事務局に集約して実施するために必要な費用

別表第2 拠点運営支援費負担割合算定基準

1 定員を基準として算定する施設・事業

区分	負担基準
保育所	認可定員
認定こども園	利用定員
小規模保育事業	利用定員

2 定員により算定できない事業

次に掲げる事業は、行政との委託契約書、運営委託契約書、見積書その他これに準ずる資料において積算された事務費相当額を基準として算定する。

- (1) 地域子育て支援拠点事業
- (2) 学童保育事業
- (3) 児童育成支援事業
- (4) 行政受託事業
- (5) その他理事長が定員による算定が適当でないと認めた事業

備考 この別表により難しい場合は、本規程第7条第4項に基づき、理事会の承認を得て別に定める合理的な基準によることができる。